

墨田区有通路条例（案）概要

1 規定の新設

(1) 制限等

ア 区有通路を構成する土地及び工作物等については、所有権又は抵当権以外の私権を行使することはできない。

イ 区有通路の破損等の理由により通行等に危険があると認めるとき等は、利用等を禁止し、又は制限することができる。

(2) 区長以外の者の工事及び原因者工事

ア 区長以外の者が、区有通路に関する工事等を行おうとするときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

イ 区長以外の者が行った工事等又は行為により必要を生じた区有通路の補修工事等について、原因者に施行させることができる。

(3) 監督処分等

ア 条例又はこれに基づく処分に違反している、公益上の必要があるとき等は、許可若しくは承認の取消し、工事若しくは行為の中止又は工作物等の改築、除却、原状回復等を命ずることができる。

イ 区有通路に関する調査、測量、工事等のためやむを得ない必要があるときは、職員を区有通路に隣接又は近接する他人の土地に立ち入らせることができる。

(4) 過料

禁止行為等に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

2 不要な規定の削除

二重規定等を防止するため、道路法の適用を受けない道路その他の公共の用に供する土地等の一部について、この条例の規定を準用する旨を定めた規定を削る。

3 施行期日

公布の日

4 その他

本条例の改正に伴い、付則で改正前の墨田区有通路条例の規定による許可等について所要の経過措置を設けるほか、「墨田区私道整備助成条例」の一部を改正する。